

之を知る」と言われた「医道」の考え方こそ、実は、へ之を視れども見えず、名づけて夷と曰う。……」(『老子』、第十四章)と言われ、遂に「道の道うべきは常の道に非ず。」(『老子』、第一章)と言われた老子の、延いては、道家・道教思想の根底をなすところの「道」の哲学的思惟に連なるものであったと考えられるのである。

かくして、東洞の医学思想を哲学的にいささか踏み込んで追究してみるならば、彼こそ正に伝統的な「道」の体現者の一人であった、と言えると思われるのである。

(平成十二年六月例会)

お雇い外国人医学教師ヴェルニッヒ (Albrecht
Ludwig Agathon Wernich 1843-1896) の生涯と
業績

蒲原 宏

明治七年十一月二十六日に来日し、明治九年十二月一日に離日した東京医学校お雇い外国人医学教師ヴェルニッヒについてはその生涯と学問的業績について断片的な記載はあるが、系統的な調査は欠けていた。

ヴェルニッヒは一八四三年七月一日、プロシア・エルビング(現・ポーランド領エルブラグ)に生まれ、ケーニッヒスベルグ(現・ロシア領カリーニングラード)の大学で医学学生となり、以後プラハ、ライプツヒヒ、ベルリン大学に学

び一八六八年に医師試験に合格。エリザベス病院の助手、普仏戦争の軍医体験をへて、一八七二年ベルリン大学で教授資格を得、一八七四年来日したのである。

一八七八年に帰国、再びベルリン大学で四カ年間防疫学、医学を研究し、一八八〇年から公衆衛生の現場で活躍する。一八八一年ベルリン地区公衆衛生官、一八八四年ケスリン地方衛生部長、一八九一年ベルリン警視庁衛生局長、一八九二年のベルリンでのコレラ防疫の指揮をとり、ドイツ国内の公衆衛生関係団体の多くの要職を兼任したが、一八九六年五月一九日糖尿病のため五三歳で病没した。前任者ミュレルと決闘をし、在日中の在日ドイツ人たちからの評価は低い。

しかし、東京医学校での講義内容は内科・婦人科(三宅秀通訳・長谷川元良筆記)とも濃い内容であった。

二カ年の滞在中に収集した資料による著作・論文は次の十四篇にも及んでいる。

- 1) Kakke disease (1876)
- 2) Klinische Untersuchungen über die Japanische Varietät der Beri-Beri Krankheit (1877)
- 3) Ueber Becken u. Entbindungsverhältnisse ostasiatischer Völker mit Demonstrationen (1877)
- 4) Ueber einige Formen nervoeser Störungen bei der Japaner (1876)
- 5) Ueber d. Fortschritte d. modernen Medicin in Japan (1875-76)

- 6) Ueber Ausbreitung u. Bedeutung d. neuen Culturbestrebungen in Japan (1877)
- 7) Ueber d. Bezeichnungen zwischen sog. pernicioser Anämie u. Berri-Beri Krankheit (1878)
- 8) Geographisch-medicinische Studien nach d. Ergebnissen einer Reise um die Erde (1878)
- 9) Nachbemerkungen zur os japonicum (1879)
- 10) Ehe zwischen Europaerinnen u. Japanern (1877)
- 11) Ueber die Formen u. d. klinischen Verlauf d. Aussazes nach Beobachtung in Japan (1878)
- 12) Notiz über Lepra anaesthetica in Japan (1876)
- 13) Statistischer Bericht f. d. Med. Klinik u. Poliklinik zu Yedo vom 1. April 1875-31. Juli 1876 zur Beobachtung gekommen Kranken-material-zugleich ein Beitrag zur Kenntniss d. Japanischen Krankenconstitution (1878)
- 14) Zur Geschichte der Medicin in Japan (1878)
 特におゝちいしに眞にわたる日記なども等しく詳細な記録であり、当時の情況が詳細に記された貴重なものである。来日前及び帰国後のモノグラフは、現在まで次の一九冊が確認された。
- (1) Einige Versuchstreichen über das Mutterkorn (1874)
- (2) Grundriss d. Desinfectionslehre (1880)
- (3) Entwicklung d. organisierten Krankheitsgifte (1880)
- (4) Die Medicin d. Gegenwart in ihrer Stellung zu d. Naturwissenschaften u. zur Logik (1881)
- (5) Desinfectionslehre zum Bakteriengebauch auf kritischer u. experimenteller Grundlage (1882)
- (6) Der Abdominal typhus, Untersuchungen über seine Wesen, seine Tödllichkeit u. seine Bekämpfung (1882)
- (7) Generalbericht über das medicinal u. Sanitätswesen d. Stadt (1883)
- (8) Lehrbuch für Heildiner (1884)
- (9) Biographisches Lexikon (1884)
- (10) Lehrbuch zur Ausbildung von Heilfüßen (1887)
- (11) Zusammenstellung d. gültigen Medicinalgesetze Preussens (1887)
- (12) Generalbericht über d. Sanitäts u. Medicinwesen d. Reg. Bezirk Coeselin, umfasst die Jahre 1883, 1884, 1885. (1887)
- (13) Medicinal Kalender f. d. Jahr 1888 (1888)
- (14) Medicinal Kalender f. d. Preussischen Staat auf d. Jahr 1889 (1889)
- (15) Regierung und medical Rath (1891)
- (16) Gesamtbericht über d. Sanitäts u. Medicinalwesen in d. Stadt Berlin währen d. Jahr 1889, 1891
- (17) Leichenwesen (im Wey's Handbuch d. Hygiene) (1893)
- (18) Lehrbuch des öffentlichen Gesundheitswesen (1894)

(19) Wohnungsberieb, Hausordnung, Wohnungs-Aussehen, Wohnungsämter (im Weyl's Handbuch d. Hygiene) (1896)

医学雑誌掲載の論文は Deutsche Archiv f. klinische Medizin 一篇 Berliner klinische Wochenschrift 五篇, Vierteljahrschrift f. gerichtliche Medizin u. öffentliche Sanitätswesen に三篇を計九篇を確かめることができた。一般雑誌への投稿にも言及した。

没後の追悼文はシヨイベをはじめ三篇あるが、何れも博識、多才、疲れを知らぬ研究者であり、忠実なプロシア衛生行政官であり、親切な、信頼できる誠実な人柄であるとしている。帰国後は栄光の半生であった。

明治初期の日本の医学、衛生事情を観察した調査資料に基づいた記録は、開花期の文化史資料として、また医学史の資料として貴重なものである。

その業績について再評価されて然るべきと考え報告した。
(平成十二年十二月例会)

私の垣間見た近世漢方史の一面

菊 谷 豊 彦

今回演者が発表するのは、昭和四十年台の行政の動向である。

演者は昭和四十三年より四年間「生薬製剤の臨床的研究」

の班に所属した。その後、昭和四十五年から四十六年にかけて、「漢方打合せ会」の一員として、二百十処方を選定に参加した。昭和四十六年十二月四日中央薬事審議会に「漢方生薬製剤調査会」が設けられ、演者はその一員になり、以後厚生行政（現在の厚生労働行政）において、一般用医薬品再評価調査会、漢方製剤再評価調査会の委員を歴任してきた。

今回の講演においては、漢方製剤の保険診療の現況を解説したあと、今から約三十年前の「生薬製剤の臨床的研究」の班研究、「漢方打合せ会」で行った二百十処方の撰定について、当時の書類を供覧しながら、解説する。

医療用漢方製剤が保険診療に導入されて以来、本年九月一日で満二十五年が経過する。現在では百四十七処方が認可されている。

演者は医療用百四十七処方認可の背景にあるのは一般用二百十処方であることを指摘しておきたい。医療用漢方製剤が認可された時、他の医療用医薬品と違って、有効性・有用性を示すデータなしに、これら医療用漢方製剤が認可された。

さらに当時決定された効能・効果は一般用医薬品（OTC）の転用である。その大部分は前述の一般用二百十処方の転用である。一般に医療用医薬品が一般用医薬品に転用されるとはスイッチOTCといわれる。勿論、その際、効能・効果は一般用に相応しく制限される。漢方製剤に限っていえば効能・効果は一般用から医療用への逆スイッチであることを指摘する。